

千葉県建築行政マネジメント計画

千葉県特定行政庁連絡協議会(千葉県)

平成23年3月策定

(平成24年3月改正版)

目 次

第Ⅰ はじめに	3
1. 建築行政マネジメント計画策定の目的	
2. 建築行政マネジメント計画の位置付け	
3. 建築行政マネジメント計画の計画期間	
4. 建築行政マネジメント計画の策定体制	
5. 建築行政マネジメント計画の運用 (図－1 建築行政マネジメント計画策定体制について…… 4)	
第Ⅱ 千葉県における建築行政の執行状況と課題	5
1. 確認申請の状況	5
2. 指定確認検査機関の状況	6
3. 中間検査の状況	7
4. 完了検査の状況	8
5. 特殊建築物の定期報告の状況	9
6. 耐震化率の状況	12
7. 違反建築物の状況	13
8. その他の建築行政の状況	14
第Ⅲ 建築行政の課題に対する施策・達成目標の概要	15
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	15
2. 違反建築物等に対する対策の徹底	
3. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底	16
4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保	
5. 事故・災害時の対応	17
6. 消費者への情報提供、普及啓発	
7. 業務執行体制の整備	18
8. その他の施策	
第Ⅳ 計画期間中に推進すべき施策	19
(※凡例・実施区分一覧表…… 19)	
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	20
(1) 迅速かつ適格な建築確認審査の実施	
(2) 中間検査・完了検査の適確な実施	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
2. 違反建築物等に対する対策の徹底	23
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置及び危険昇降機に対する対策の徹底	
3. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底	25
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	

4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保	27
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
(3) 建築物の適切な維持管理の促進	
5. 事故・災害時の対応	30
(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進	
(2) 災害発生時の迅速な対応の推進	
6. 消費者への情報提供、普及啓発	31
(1) 消費者への確認検査、工事監理等に関する情報開示	
(2) 建築確認手続き等の広報・普及	
7. 業務執行体制の整備	33
(1) 内部組織の執行体制の整備	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の充実	
(3) データベースの整備・活用	
8. その他の施策	35
(1) 建築物の省エネルギー対策の推進	
(2) 人にやさしい建築物の整備の推進	
第Ⅴ 建築行政マネジメント計画のフォローアップ	36
第Ⅵ 建築行政マネジメント計画の達成目標	37
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	37
2. 違反建築物等に対する対策の徹底	
3. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底	
4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保	38
5. 事故・災害時の対応	
6. 消費者への情報提供、普及啓発	
7. 業務執行体制の整備（各施策共通継続課題）	
8. その他の施策	

千葉県建築行政マネジメント計画

第 I はじめに

1. 建築行政マネジメント計画策定の目的

建築物の安全性の確保を図るためには、建築規制を適確に運用し、規制の実効性を確保することが重要である。このため千葉県では、平成11年9月に「千葉県建築物安全安心実施計画」を策定し、県、特定行政庁及び建築関係団体が連携し、確認検査制度の周知徹底や工事監理業務の適正化とその徹底などの対策に取り組んできた。

前記計画及び他業界との連携による有機的な施策を実施した結果、完了検査率は平成10年度の37パーセントから平成20年度の88パーセントと大幅な向上を見たところである。

しかしながら、平成17年度に起きた構造計算偽装事件、アスベスト問題、エレベーター・遊戯施設の事故、福祉施設火災など建築物に関わる様々な事件・事故が発生している。

このような状況を受け、千葉県では、「千葉県建築物安全安心実施計画」の内容について今後も継続するとともに、新たな行政課題となってきた既存建築物対策等の内容も含め、総合的に建築物の安全性を確保するため、県、特定行政庁、関係機関及び建築関係団体が連携して、「千葉県建築行政マネジメント計画」(以下「マネジメント計画」という。)で講ずべき施策を明確にし、施策の基本的な枠組みを定め、総合的かつ適確な推進を図り、もって良好な住環境及び建築物の安全性を確保することを目的とする。

2. 建築行政マネジメント計画の位置付け

今回策定する「マネジメント計画」は、千葉県、特定行政庁及び建築関係団体等において計画的に実施する施策と関係機関を含めその連携体制等を具体的に定め、施策を着実に推進し、建築物の安全性を確保するための計画として位置付けるものである。

3. 建築行政マネジメント計画の計画期間

本計画は、長期的な目標を提示していることから平成23年4月から平成27年3月までの4年間とする。

4. 建築行政マネジメント計画の策定体制

千葉県では、千葉県特定行政庁連絡協議会を主軸とし、千葉県建築物安全安心推進協議会の協力により本計画を策定した。千葉県特定行政庁連絡協議会では、建築行政マネジメント計画研究部会の下に建築確認・検査ワーキンググループ(以下「WG」)、違反建築物対策 WG 及び既存建築物対策 WG の三つのグループをつくり、計画策定にあたった。千葉県建築物安全安心推進協議会では、同 WG に対応するように三つの部会に分かれて、計画策定に取り組んだ。

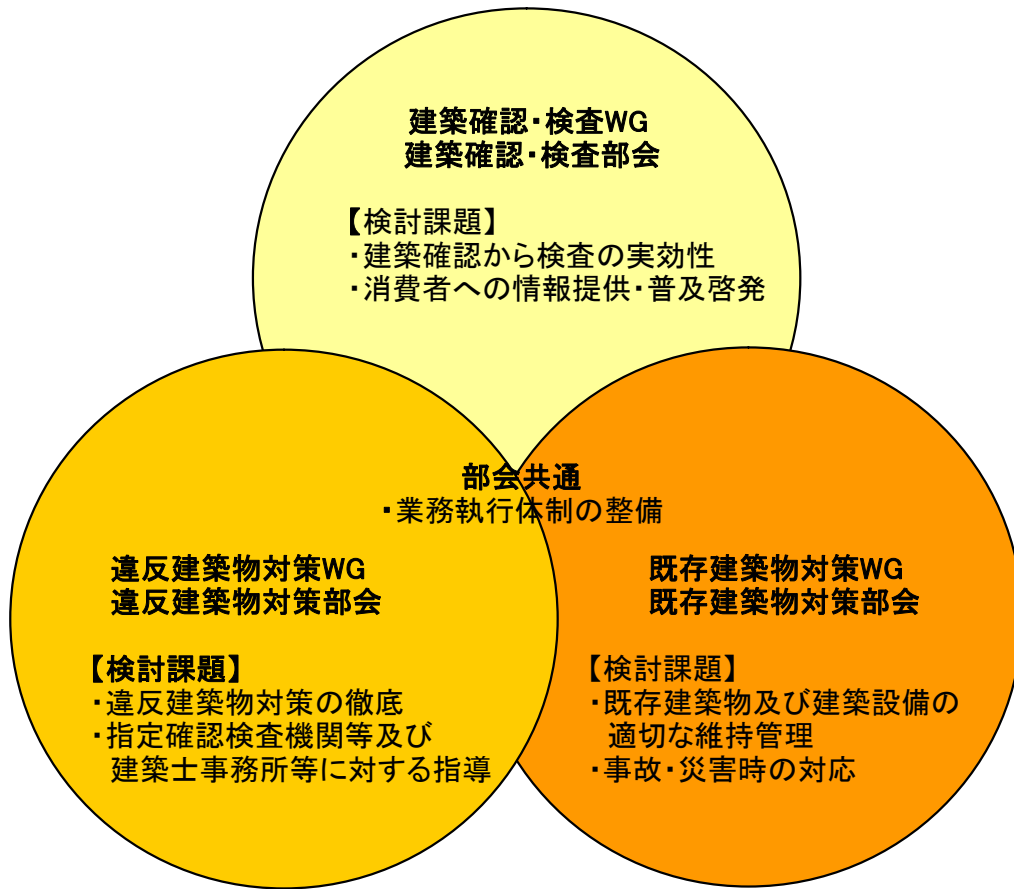
(次頁:図表-1)

※千葉県建築物安全安心推進協議会は千葉県建築行政マネジメント推進協議会に変更となりました。

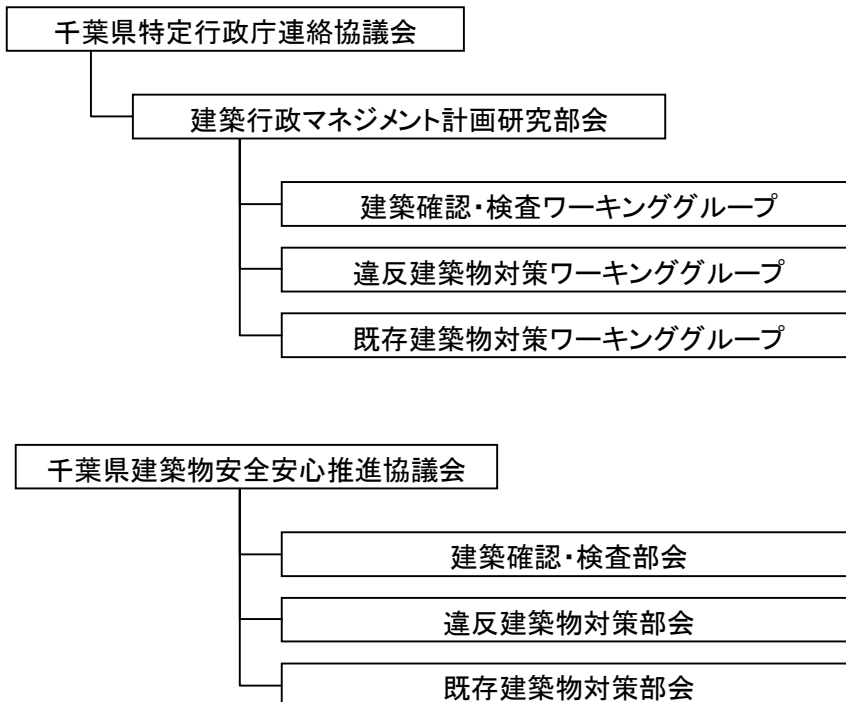
5. 建築行政マネジメント計画の運用

本計画による具体的実施要領・要綱及び目標等については、各特定行政庁及び団体において別途定めるものとする。

図表－1 建築行政マネジメント計画策定体制について



※WG:ワーキンググループ



※千葉県建築物安全安心推進協議会は千葉県建築行政マネジメント推進協議会に変更となりました。

第Ⅱ 千葉県における建築行政の執行状況と課題

以下では、千葉県全体における建築行政の執行状況及び課題について概説します。

1. 建築確認申請の状況

千葉県における建築確認件数は、平成11年度は、約4万1千件であり、この年度をピークとし、その後は、平成18年度までは約3万6千件～4万件で推移していたが、平成19年度は耐震偽装事件に端を発した建築基準法の改正により建築確認申請が厳格化され、同年6月から施行された構造計算適合性判定の影響により6月以降の建築確認件数が減り、約3万4千件（前年比－12.9%）まで落ち込んだ。

平成20年度は、9月までは前年比でややプラスで推移したが、9月の世界同時不況により約3万件（前年比－10.2%）まで落ち込み、平成21年度は約2万9千件（前年比－5.8%）でさらに落ち込んでいる。

図表—2 千葉県における確認済証交付件数の年度別推移（千葉県全体）

年度	行政	民間	計	民間処分割合
H11	41,635	38	41,673	0.1%
H12	39,607	227	39,834	0.6%
H13	32,783	2,853	35,636	8.0%
H14	25,483	10,337	35,820	28.9%
H15	20,192	16,733	36,925	45.3%
H16	14,476	25,481	39,957	63.8%
H17	9,435	30,189	39,624	76.2%
H18	7,389	31,354	38,743	80.9%
H19	4,972	28,754	33,726	85.3%
H20	3,991	26,287	30,278	86.8%
H21	2,923	25,602	28,525	89.8%

※ 確認済証交付件数：建築物、建築設備（昇降機）及び工作物の確認済証交付件数であり、計画変更確認申請及び計画通知は含まない。（以下同）

2. 指定確認検査機関の状況

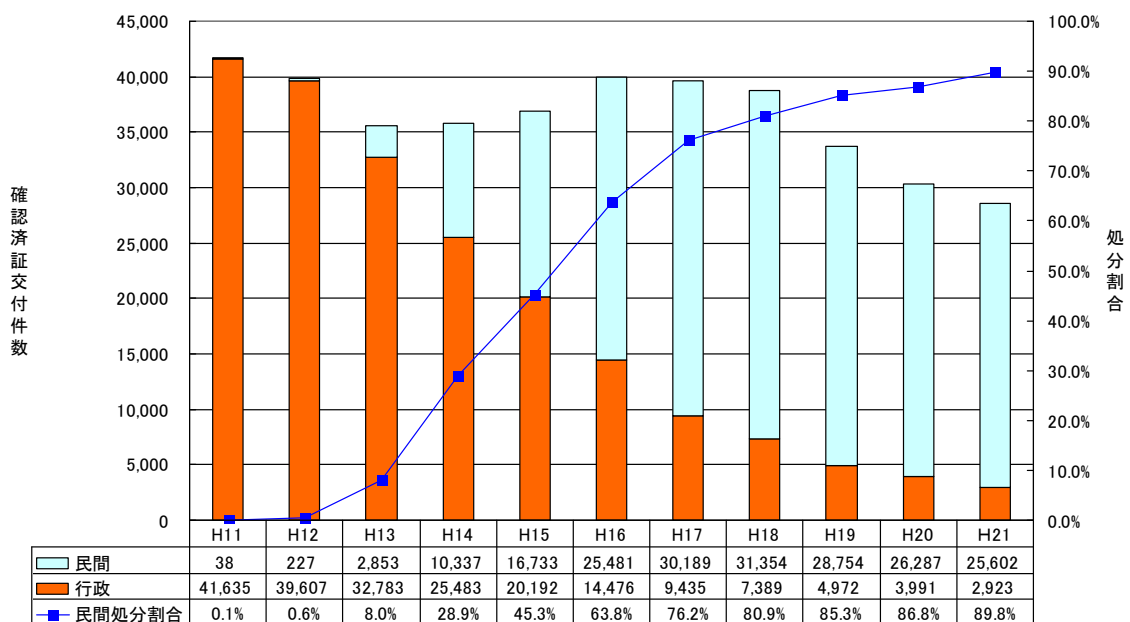
平成10年の建築基準法の改正により平成11年5月1日より民間等の指定確認検査機関が、建築確認検査業務を行うことが可能となった。

千葉県を業務区域としている指定確認検査機関数は、平成14年には12機関、平成18年には25機関、平成22年8月末現在では、31機関となっている。

また、千葉県における指定確認検査機関による建築確認検査業務は、平成14年頃から本格化し始め、平成13年度には約2千8百件であった建築確認の取扱い件数は、平成16年には約2万5千件となり、特定行政庁の建築確認件数を超えるようになった

また、千葉県における指定確認検査機関が行った建築確認件数の全体に占める割合は、平成13年度は約8%であったが、14年度は、約29%、平成21年度は約90%と急激に伸びている。なお、指定確認検査機関の取扱い率は、都市部のほうが郡部より多い傾向にある。

図表－3 千葉県における確認件数の推移（千葉県全体）



※ 確認済証交付件数：建築物、建築設備（昇降機）及び工作物の確認済証交付件数であり、計画変更確認申請及び計画通知は含まない。

3. 中間検査の状況

中間検査制度は、平成10年の建築基準法の改正で新たに建築確認検査業務に取り入れられた。千葉県においては平成11年12月頃から特定行政庁ごとに用途・規模を指定し、中間検査を開始した。その後用途・規模の見直しを行いながら現在に至っている。

なお、中間検査合格件数の推移は表のとおりである。

図表—4 中間検査合格件数の年度別推移（千葉県全体）

年度	行政	民間	計	民間処分割合
H11	0	0	0	-
H12	465	9	474	1.9%
H13	573	72	645	11.2%
H14	492	244	736	33.2%
H15	694	527	1,221	43.2%
H16	543	1,234	1,777	69.4%
H17	735	2,301	3,036	75.8%
H18	697	2,590	3,237	80.0%
H19	306	2,526	2,832	89.1%
H20	174	2,073	2,247	92.3%
H21	120	1,642	1,763	93.1%

4. 完了検査率の状況

千葉県における完了検査を受検し、検査済証が交付される率(以下「完了検査率」という。)は、平成10年度は37%と低い状況であったが、平成11年度に「千葉県安全安心実施計画」を策定し、完了検査率の向上に努めたところ、年々着実に向上してきている。しかし、平成20年度の完了検査率約88%をピークとして、平成21年度は約82%まで下落した。

なお、特定行政庁の完了検査率は平成20年度及び平成21年度は約69%であった。

図表—5 千葉県における完了検査率の年度別推移 (千葉県全体)

種類	確認済証交付			完了検査済証交付件数			完了検査率		
	行政	民間	計	行政	民間	計	行政	民間	行政+民間
H11	41,635	38	41,673	15,994	22	16,016	38.4%	57.9%	38.4%
H12	39,607	227	39,834	18,214	54	18,268	46.0%	23.8%	45.9%
H13	32,783	2,853	35,636	17,862	1,126	18,988	54.5%	39.5%	53.3%
H14	25,483	10,337	35,820	14,084	6,048	20,132	55.3%	58.5%	56.2%
H15	20,192	16,733	36,925	10,517	11,305	21,822	52.1%	67.6%	59.1%
H16	14,476	25,481	39,957	7,574	16,609	24,183	52.3%	65.2%	60.5%
H17	9,435	30,189	39,624	5,141	21,207	26,348	54.5%	70.2%	66.5%
H18	7,389	31,354	38,743	4,633	23,203	27,836	62.7%	74.0%	71.8%
H19	4,972	28,754	33,726	3,022	24,063	27,085	60.8%	83.7%	80.3%
H20	3,991	26,287	30,278	2,743	23,920	26,663	68.7%	91.0%	88.1%
H21	2,923	25,602	28,525	2,009	21,258	23,267	68.7%	83.0%	81.6%

※ 確認済証交付件数:建築物、建築設備(昇降機)及び工作物の確認済証交付件数であり、計画変更確認申請及び計画通知は含まない。

※ 完了検査率:当該年度における検査済証交付件数を当該年度における確認済証交付件数で除した数値である。

$$\text{完了検査率} = \frac{\text{当該年度における完了検査済証交付件数}}{\text{当該年度における確認済証交付件数}}$$

5. 特殊建築物の定期報告の状況

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物等の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない(第8条第1項)とされている。さらに特定行政庁が指定する建築物等の所有者・管理者は、定期に専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない(建築基準法第12条第1項、第3項)。

千葉県の対象建築物は用途・規模によって区分されており、報告は2～3年毎となっている。報告対象建築物及び報告率は下表のとおりである。

※定期報告が必要な建築物や報告時期については、各特定行政庁において定めることとなっている。

(1) 千葉県内における定期報告対象建築物数

図表—6 千葉県内定期報告対象建築物数用途別一覧 (千葉県全体)

用途又は対象物	指定件数(件)
劇場、映画館又は演芸場	21
観覧場、公会堂又は集会場	339
病院、診療所、養老院又は児童福祉施設	1,008
旅館又はホテル	714
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3,418
学校又は体育館	1,046
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	142
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	1,124
事務所その他これに類するもの	495
合 計	8,308

(平成22年3月31日現在)

(2) 千葉県の年度・用途別報告率

各年度の主な定期報告対象建築物と、その報告率について以下に示す。

図表－7 年度別の報告対象建築物とその報告率（千葉県全体）

年度	主な報告対象	報告率
H16	劇場・病院・ホテル・旅館・集会場	48.2%
H17	共同住宅・学校・百貨店・飲食店・博物館・事務所	49.9%
H18	劇場・病院・ホテル・旅館・集会場	53.7%
H19	百貨店・マーケット・遊技場・飲食店・物品販売店	40.4%
H20	劇場・病院・ホテル・旅館・集会場・共同住宅・学校・事務所	45.2%
H21	百貨店・マーケット・遊技場・飲食店・物品販売店	41.2%

【参考資料】 図表－8 定期報告を必要とする建築物の規模及び報告時期（千葉県が特定行政庁の例）

建築物の用途	建築物の規模	報告時期
(1) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの。 ハ その用途に供する主階が1階にないもの。	<p>【建築物】 平成24年5月1日から末日までの間 (2年ごと)</p> <p>【建築設備】 毎年5月1日から末日の間</p>
(2) 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ 2階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの。	
(3) 屋外観覧場の用途に供する建築物	その用途に供する客席の部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの。	
(4) 病院、診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は政令第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ロ 2階におけるその用途に供する部分の床面積合計が300平方メートルを超えるもの。	
(5) 旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ 2階におけるその用途に供する部分の床面積合計300平方メートルを超えるもの。	
(6) 共同住宅の用途に供する建築物	イ 地区計画区域内に存するもので、その容積率が、一定の要件のもとで割増を受けたもの。 ロ 屋外階段を設けないもので、地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ハ 屋外階段を設けないもので、3階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。	<p>平成23年8月1日から末日までの間 (3年ごと)</p> <p>【建築設備】 毎年8月1日から末日の間</p>
(7) 寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物	イ 地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ 3階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。	
(8) 学校又は体育館の用途に供する建築物	イ 木造の建築物で、2階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつその床面積の合計が200平方メートルを超えるもの。 ロ 木造以外の建築物で地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ハ 木造以外の建築物で地階を除く3階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの。	
(9) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ 地階を除く2階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの。	
(10) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。 ロ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの。	
(11) 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するもので、(1)から(10)までの定期報告対象建築物に該当しない建築物	階数が5以上で、かつ、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分(機械設備の設置される部分を除く。)の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの。	<p>平成24年2月1日から末日までの間 (3年ごと)</p> <p>【建築設備】 毎年2月1日から末日の間</p>

6. 耐震化率の状況

平成19年6月に策定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進している。
耐震改修の状況は表のとおりである。

(1) 耐震化の現状（千葉県全体）

図表－9 住宅・特定建築物の耐震化率一覧表（平成21年4月現在）

区 分		耐震化率
住 宅		約82%
特定建築物	県有建築物	約80%
	市町村有建築物	約68%
	民間建築物	約85%
	合 計	約81%

図表－10 公共建築物の耐震化率一覧表（平成18年6月現在）

公共建築物	県有建築物	約71%
	市町村有建築物	約53%
	合計	約57%

7. 違反建築物の状況

千葉県における違反建築物の件数は、平成19年頃から減少傾向にある。しかし、平成19年頃から新築件数も減少していることから違反率は減少しているとはいえ、横ばい状況にある。是正率も平均で約74%であり、高い状況にあるとはいえない。

また、事項別違反件数では、確認手続違反が多く、確認を受けないため重複違反が生じている。

(1) 年度別違反件数

手続き違反：建築確認申請、中間検査、完了検査の手続きに関する違反

実態違反：建築された建物が建築基準法に違反

図表－11 千葉県における年度別違反件数の推移（千葉県全体）

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
手続き違反件数	152	145	168	125	126	126
実体違反件数	287	305	276	202	174	167
違反合計件数 A	439	450	444	327	300	293
確認件数 B	39,957	39,642	38,743	33,726	30,278	28,525
違反率 A/B	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%

図表－12 千葉県における年度別実体違反是正率の推移（千葉県全体）

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
違反件数 (うち実態違反 件数)	439 (287)	450 (305)	444 (276)	327 (202)	300 (174)	293 (167)
是正件数 (うち実態違反 是正件数)	210 (62)	204 (135)	184 (106)	151 (93)	127 (74)	149 (91)
違反是正率 (実態違反 是正率)	47.8% (21.6%)	45.3% (44.3%)	41.4% (38.4%)	46.2% (46.0%)	42.3% (42.5%)	50.9% (54.5%)

(2) 違反事項別件数

図表-13 H16及びH21年度における違反事項別違反件数比較表（千葉県全体）

区分	違反事項	違反該当条項	H16 違反件数	H21 違反件数
手続き 違反	確認申請手続等	法第6条、第7条	152	126
実 態 違 反	法22条指定区域内の屋根、 外壁の構造	法第22条、第23条	14	9
	避難施設等	法第35条	19	5
	内装制限	法第35条の2	5	6
	耐火構造・防火構造	法第27条、第36条	7	7
	構造耐力上の規定	法第20条、第36条	47	28
	敷地と道路の関係	法第43条	10	1
	道路内建築制限	法第44条	27	22
	用途地域内の建築制限	法第48条	21	7
	容積率制限	法第52条	17	9
	建ぺい率制限	法第53条	41	16
	一低層等の高さ制限	法55条第1項	0	0
	道路斜線制限	法第56条 第1項第1号	11	2
	隣地斜線制限	法第56条 第1項第2号	0	0
	北側斜線制限・高度地区高さ制限	法第56条第1項第3号、 法第58条	16	4
	日影規制	法第56条の2	1	0
防火、準防火地域の構造制限	法第61条、第62条	3	2	
その他	—	48	49	
合 計			439	293

8. その他の建築行政の状況

その他の建築行政として、主としてバリアフリー法・福祉のまちづくり条例に係る審査・指導、省エネ法に基づく届出の受理、建築基準法に基づく許可、アスベスト対策、建築士・建築士事務所・指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の指導、並びに防災立入調査などの業務を行っている。

第Ⅲ 建築行政の課題に対する施策・達成目標の概要

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・適確かつ迅速な確認審査が求められている
- ・各特定行政庁間で中間検査対象建築物の指定に差異が生じている
- ・行政が行う完了検査で完了検査率が低い

具体的施策(第Ⅳ)

- (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実施
- (2) 中間検査・完了検査の適確な実施
- (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

達成目標(第Ⅵ)

- ・適切な確認審査日数
- ・中間検査対象建築物の県内統一
- ・完了検査率の向上

2. 違反建築物等に対する対策の徹底

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・確認手続き違反など違反建築物が減少していない
- ・実態違反の建築物については是正率が低い

具体的施策(第Ⅳ)

- (1) 違反建築物対策の徹底
(違反未然防止策、建築時・既存建築の違反把握、違反発覚後の対応)
- (2) 違法設置及び危険昇降機に対する対策の徹底

達成目標(第Ⅵ)

- ・手続き違反を減少させるため建築パトロールを強化する
- ・実態違反の是正率の向上

3. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・特定行政庁による指定確認検査機関に対する立入検査が不十分である
- ・県、特定行政庁及び関係団体において違反建築士等に関する情報の共有が不十分である

具体的施策(第Ⅳ)

- (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底
- (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

達成目標(第Ⅵ)

- ・立入検査体制の整備と検査の実施
- ・県と特定行政庁及び関係団体との違反建築士情報の共有化

4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・特殊建築物の定期報告率が低く向上させる必要がある
- ・特定建築物及び住宅の耐震化が遅れている
- ・既存建築物の適切な維持管理が行われていない

具体的施策(第Ⅳ)

- (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進
- (2) 建築物の耐震診断・改修の促進
- (3) 建築物の適切な維持管理の促進

達成目標(第Ⅵ)

- ・定期報告率の向上
- ・耐震化率の向上

5. 事故・災害に対する対応

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・事故発生時の関係機関との連携について、具体的なルールが不十分
- ・災害発生時の関係機関との対応体制について、具体的なルールが不十分

具体的施策(第Ⅳ)

- (1)事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進
- (2)災害発生時の迅速な対応の推進

達成目標(第Ⅵ)

- ・事故発生後の連携体制の整備
- ・災害発生後の対応体制の整備

6. 消費者に対する情報提供、普及啓発

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・建築台帳記載事項証明の交付に時間と労力がかかっている。
- ・建築確認手続きが消費者にわかりにくい。

具体的施策(第Ⅳ)

- (1)消費者への確認検査、工事監理等に関する情報開示
- (2)建築確認手続き等の広報・普及

達成目標(第Ⅵ)

- ・建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明について、迅速かつ適切な対応ができるよう検索プログラム等の導入
- ・建築確認手続きについては、ホームページ、県民だより等の広報誌により広報普及を行う

7. 業務執行体制の整備(各施策共通課題)

各施策において継続的に実施する必要がある

- ・具体的な施策を推進するために効果的な執行業務体制の検討を行うとともに、関係機関及び関係団体との連携を図る体制を整備する。

8. その他の施策

千葉県における課題(第Ⅱ)

- ・省エネルギー法が改正され届出対象規模の拡大が周知されていない。
- ・誰もが利用しやすい建築物の整備を増やす。

具体的施策(第Ⅳ)

- (1)建築物の省エネルギー対策の推進
- (2)人にやさしい建築物の整備の推進

達成目標(第Ⅵ)

- ・確認済証交付時に省エネルギー法の届出対象建築物の案内を行う。
- ・確認済証交付時に千葉県福祉のまちづくり条例の届出対象建築物の案内を行う。

第Ⅳ マネジメント計画における推進すべき施策と実施主体等

マネジメント計画における推進すべき施策の区分、実施区分、実施主体区分等は以下のとおりとする。

(1) 施策の区分及び実施区分の凡例

施策の区分		実施区分	
◎	重点施策	●	中心となる実施主体
◆	新規施策	○	支援連携する実施主体

(2) 実施主体区分

県	千葉県	
特庁	(特定行政庁)	(限定特定行政庁)
	千葉県	我孫子市
	千葉市	習志野市
	市川市	木更津市
	船橋市	流山市
	松戸市	鎌ヶ谷市
	柏市	浦安市
	市原市	野田市
	佐倉市	君津市
	八千代市	成田市
		茂原市
		四街道市
	指定	指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関
関係団体	(社)千葉県建築士会	(社)千葉県建設業協会
	(社)千葉県建築士事務所協会	(社)千葉県建築組合連合会
	千葉県建築家協会	(社)千葉県宅地建物取引業協会
	(社)日本建築構造技術者協会・千葉	(社)千葉県昇降機等検査協議会
	千葉県指定確認検査機関連絡協議会	
関係機関	消防機関、警察機関、労働基準監督機関、保健所、福祉主務担当機関等の行政関係機関	

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

基本目標
円滑な経済活動に配慮しつつすべての建築物の適法性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査及び適確な工事監理業務の実施を徹底するとともに、中間・完了検査の適確な実施を推進する。

施策の名称		(1)迅速かつ適確な建築確認審査の徹底					
施策の概要							
審査指針告示および「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき円滑かつ適確な確認審査を実施する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	確認審査、構造計算適合性判定審査、及び消防同意手続きについては「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき並行審査の手法について関係機関及び関係団体と協議のうえ実施する。	●	●	○	○	
②		千葉県指定確認検査機関連絡協議会において本マネジメント計画の周知を図るとともに円滑な確認審査について意見交換を実施する。	●	●	●		
③		審査のバラツキ等をなくすため、日本建築行政会議等の資料を参考とするとともに、審査担当者の意見調整を行う。また、千葉県特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会等においても意見調整を図るなどして、審査上の運用規定の円滑化を図る。	●	●	●		
④		審査担当者に研修を行うとともに、建築学会等専門機関の実施する講習会に積極的に参加するなど審査技術の向上の取組みを進める。	●	●	●	○	
⑤		審査に係る意見を受付ける窓口等を設置し、寄せられた意見については必要に応じて審査の改善を行う。	●	●	●	○	
⑥		審査の進捗管理を行い、円滑な確認審査を行う。また、審査に時間を要したものはその対応策を検討する。	●	●	●		

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

※「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」については別途策定済

施策の名称		(2)中間検査・完了検査の徹底					
施策の概要							
中間・完了検査制度の実効性を確保するため、建築技術者や建築主等に対しこの制度の周知徹底を図り、中間・完了検査の受検を促す。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		確認済証交付時に中間・完了検査手続きについての案内をする。	●	●	●		
②	◎	確認申請に記載された工事完了予定日を過ぎても完了検査申請書が提出されていない建築物について、工事監理者及び申請者に文書・電話で適宜、督促を行う。	●	●	●	○	
③	◎	中間・完了検査時に工事監理者の立会いを求める。また、建築主事等は工事の施工管理記録等及び、監理者の監理状況を審査し、適切に工事が行われているか確認するものとする。	●	●	●	○	
④		中間・完了検査受検後、指摘事項の是正が行われず中間検査合格証、検査済証が交付されていない建築物について、工事監理者に状況確認及び是正指示を行う。	●	●	●		
⑤		中間検査が必要な共同住宅について中間検査予定日を目安に、重点的にパトロールを行うなど適確な実施を図る。	●	●	○		
⑥		中間・完了検査制度について県のホームページ、市町村の広報誌及び関係団体の会報等でPRを行う。	●	●	●	●	
⑦	◎	各特定行政庁で異なる中間検査の対象建築物を県内統一する。	●	●	●	○	
⑧		各団体の広報誌及びホームページ、監理講習会等により中間検査・完了検査の受検について周知し、各種手続きの遵守の指導を行う。	○	○		●	
⑨		「工事監理業務報酬基準(H21 国交告第15号)」及び「工事監理ガイドライン」を参考に中間検査に適合する施工の指導をする。	○	○		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(3)工事監理業務の適正化とその徹底					
施策の概要							
<p>建築工事における工事監理の重要性を建築主に周知する。また、工事監理業務の適正化を図るため、工事監理者に対し建築主への工事監理の委託内容の書面交付や工事監理報告書の提出を指導するとともに、書面による契約を促進することにより工事監理契約の適正化を図る。</p>							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	建築技術者等に対して工事監理業務の重要性及び建築士法第24条の8による工事監理者の建築主への書面交付義務等について、定期的に講習会を開催し工事監理の適正化を図る。	●	●	○	●	
②		確認申請時などにおいて建築主や建築技術者に対して、建築物の設計及び工事監理の徹底について、リーフレット等で周知する。 確認申請時に監理者が未定の場合については、中間検査、完了検査前に決定届等が提出されていることを確認する。	●	●	●	○	
③		建築士事務所立入調査において、建築士法に基づく建築物の設計及び工事監理の徹底について周知を図る。	●	○		○	
④		工事監理の適正化について、関係団体が実施する各講習会及び広報誌により周知徹底を図る。	○	○		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

2. 違反建築物に対する対策の徹底

基本目標

違反建築物の未然防止を図るため、建築パトロールを強化するまた、違反建築物の発見、是正指導に関する行政の執行体制を整備するとともに、関係機関との連携により迅速な是正指導に努める。

施策の名称 (1)違反建築物対策の徹底

施策の概要

工事中の違反建築物対策としては、建築パトロールの強化や違反是正のあり方を検討し、行政の執行体制を整備する。また、個室ビデオ店火災、有料老人ホーム火災及びグループホーム火災を踏まえ既存建築物の違反建築物対策を推進する。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◆	違反建築物を防止するため、※他業界との連携を強化する。	●				
②		違反建築物の発生を防止するため関係機関との連携を強化する。	●	●			○
③		違反建築物の発生を防止するため建築士のモラル向上を図る。	●	○		○	
④	◎	建築中の違反建築物を把握するために、建築パトロールの強化を図る。	●	●		○	
⑤		建築中の違反建築物を把握するために、指定確認検査機関との連携を強化する。	●	●	●		
⑥		既存建築物の違反を把握するために、関係機関との連携を強化する。	●	●			○
⑦		違反発覚後の適切な初動対応を執るために、特定行政庁・県・国の連携体制を整備する。	●	●			
⑧		違反発覚後の違反是正の実効性を確保するために、必要に応じて電気・ガスの供給保留の実施を推進する。	●	●			

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

※他業界 例:金融機関等 (融資時に完了検査済証の添付義務付依頼等)

施策の名称		(2)違法設置及び危険昇降機に対する対策の徹底					
施策の概要							
<p>建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機については、情報の受付窓口を設置する。 また、関係機関と連携し、違法設置・危険昇降機を発見した場合は、是正又は改善指導を徹底する。</p>							
施策 番号	施策 区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係 団体	関係 機関
①	◎	違法設置昇降機に関する情報の受付窓口を開設する。	●	●			
②		関係機関との連携により違法設置・危険昇降機等の発見に努め、必要に応じて是正指導又は改善指導を徹底する。	●	●			○

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

3. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底

基本目標
適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、また適切な設計・工事監理により建築物の安全性を確保するため、指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督を徹底する。

施策の名称		(1)指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底					
施策の概要							
建築確認・検査の主要な役割を担う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◆	指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成を推進する。	●				
②		県指定及び本県を業務区域としている指定確認検査機関への立入り検査を実施する。	●	○			
③	◎	立入り検査を実施するために、県内特定行政庁の連携体制を整備する。	●	○			
④		県指定の指定構造計算適合性判定機関等への立入り検査を実施する。	●	○			

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(2)建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底					
施策の概要							
適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		建築士事務所への立入り検査及び的確な指導を実施する。	●	○			
②		建築士及び建築士事務所の迅速かつ適正な処分を実施する。	●	○			
③		建築士の定期講習の受講の徹底を図る。	●			●	
④		建築士免許の登録を行っている指定登録機関及び建築士事務所登録を行っている指定事務所登録機関の適切な指導・監督を行う。	●	○			
⑤		建築主等からの苦情について相談窓口を開設し消費者対応を実施する。	○	○		●	
⑥		関係団体の会員に対して法令遵守の徹底を図る。	○	○		●	
⑦	◎	県と特定行政庁及び関係団体との建築士等に関する情報の共有化及び連携の強化を図る。	●	●	○	●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

基本目標

建築物は、経年劣化等により本来の機能や性能が低下するなど変化が生じる。適切な維持保全を行うことは、災害の未然防止のうえで重要なことである。

そこで、質の高い建築物のストックを形成するため、既存建築物の所有者等に対して適切な維持保全の方法について周知を図るとともに、定期報告制度の履行の徹底を図る。また、耐震診断・耐震改修を促進するとともにアスベスト改修を促進する。

施策の名称 (1)定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

施策の概要

建築物の損傷、腐食、その他の劣化状況及び避難施設の維持管理状況を適確に把握することにより、違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		定期報告対象建築物の確認済証に定期報告の案内文を添付する等し、定期報告制度の周知を図る。	●	●	○	○	
②	◎	定期報告対象建築物の把握に努め、データベースを整備する。	●	●			
③		定期報告時期に対象建築物の所有者等に報告依頼文を送付する。	●	●			
④	◎	未報告建築物については所有者等に報告の督促を徹底する。	●	●			
⑤		未報告建築物を防災査察の対象と位置づけ、防災上重要な建築物から優先的に、立入調査を実施する。	●	●			
⑥		報告内容を踏まえた改善・是正指導を徹底する。	●	●			
⑦		定期報告制度及び調査(検査)基準について講習会を開催して、制度の周知及び技術の向上を図る。	○	○		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(2)建築物の耐震診断・改修の促進					
施策の概要							
地震防災対策の必要性及び耐震改修促進計画等を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震診断基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特定	指定	関係団体	関係機関
①		耐震相談窓口の設置等により、適切な相談体制を確保する。	●	●		○	
②		耐震相談会の開催及び耐震関連補助金の拡充等により、建築物の耐震化を促進する。	●	●		○	
③		公共建築物の耐震改修を計画的に進める。	●	●			
④	◎	特定建築物の耐震診断・改修の進捗状況に係るデータベースを作成し、促進指導に活用する。	●	●			
⑤		耐震改修を行った建築物にマークを交付する表示制度を、推進する。	●	●		●	
⑥		耐震診断・改修講習会を実施し、耐震改修事例等の紹介を行う。	●			○	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(3)建築物の適切な維持管理の促進					
施策の概要							
建築物が適法に、また適切に維持管理されるよう関係機関と連携して建物所有者等に普及啓発、指導等を行うとともに、アスベストを有する建築物の所有者等によるアスベストの除去等を促進する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		特殊建築物等の所有者等に対し、パンフレットの配布や講習会を開催することにより、建築物の適正な維持管理の重要性について普及啓発を図る。	●	●		○	
②		建築物の外壁、広告板、建築設備等の落下物対策を推進する。	●	●		○	
③		保安上危険な既存不適格建築物に対する是正勧告制度の運用を検討する。	●	●			
④	◎	アスベスト使用建築物のアスベストが除去されるまでのフォローアップ体制の整備を図る	●	●		○	
⑤		パンフレット等を配布し、アスベスト対策の周知徹底を図る。	●	●		○	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

5. 事故・災害時の対応

基本目標

事故・災害発生時に関係機関との連携による迅速かつ適確な対応を可能とする体制整備を図る。

施策の名称 (1)事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進

施策の概要

既存建築物、昇降機及び遊戯施設で事故が多発していることから関係機関・関係団体と連携し事故発生時の迅速かつ適確な対応を図る。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特定	指定	関係団体	関係機関
①	◎	事故発生時、迅速に対応するため、消防・警察その他関係機関・関係団体との連携体制の整備を図る。	●	●		○	○
②		事故に関して迅速な調査を行い、その結果を関係機関・関係団体に情報提供する。	●	●		○	○

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称 (2)災害発生時の迅速な対応の推進

施策の概要

災害発生時に迅速な対応をとれる体制の整備を図る。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	災害発生時の対応体制の整備を図る	●	●		○	○
②		災害時に迅速かつ正確な情報収集が行えるよう、情報提供のシステムの整備について検討する。	●	●		○	
③	◎	応急危険度判定士の確保と訓練等の実施による、技術力の向上を図る。	●	●		○	
④		広域的な応急危険度判定士の派遣体制について、関係団体と連携の協議を行う。	●	○		○	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

6. 消費者への情報提供、普及啓発

基本目標

消費者が、建築物の建築・購入等に際し、建築物の質を適切に評価できるようにするために、建築基準法に基づく各種手続きについて、関係団体と連携し普及啓発を行うとともに各建築物の手続きの履歴、設計者、工事監理者等の情報を開示する体制の整備を図る。

施策の名称

(1) 消費者への確認検査、工事監理等に関する情報の開示

施策の概要

書類の閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の手続きの履歴、設計者、工事監理者等の情報開示を行うことにより、消費者が建築物を購入する際に建築物の安全性及び適法性について適切な判断ができるよう情報提供を行う。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明について、迅速かつ適切な対応ができるよう検索プログラム等の導入や人員の確保等の体制整備を進める。	●	●	○	○	
②		建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明について、インターネットのホームページ及び広報等により制度の周知を図る。	●	●			
③		広報誌で建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明などの情報開示について関係団体の会員に周知させることにより消費者に情報提供する。	○	○		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(2) 建築確認手続き等の広報・普及					
施策の概要							
消費者がわかりやすい建築基準法に基づく各種手続きについて、広報を行うとともに、普及啓発を図る。							
施策 番号	施策 区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係 団体	関係 機関
①		建築確認手続き等についてリーフレットを作成し、窓口での配布や確認済証に添付する。	●	●	●		
②	◎	ホームページ、県民だより等の広報誌により広報普及に努める。	●	●			
③		無料建築相談会を開催し、消費者への啓発をする。	○	○		●	
④		研修会において関係団体の会員に対して建築手続き等の普及・啓発を図る。	○	○		●	
⑤		関係団体間で情報交換を図り、安全安心な施工を行う。	○	○		●	
⑥		増築や転売等を実施する際に、既存建築物に検査済証が交付されていない場合、確認申請手続きにおける問題や資産価値にも影響があることを広報・普及させる。	●	●	●	○	
⑦		工事監理の大切さについて、普及啓発を行う。	●	●	○	○	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

7. 業務執行体制の整備

計画の基本目標

具体的な施策を推進するために効果・効率的な業務執行体制の検討を行うとともに関係機関及び関係団体との連携を図る体制を整備する。

施策の名称 (1)内部組織の執行体制

施策の概要

マネジメント計画における各施策を総合的に推進するために効果的な内部執行体制を検討する。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		効果的かつ効率的な施策を推進するため、情報システムの再構築及び人員配置等業務執行体制について検討のうえ推進する。	●	●			
②		確認審査及び既存改修に係る技術の向上を図るため担当者の研修会を実施する。	●	●		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称 (2)関係機関・関係団体との連携による執行体制の整備

施策の概要

関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制を整備する。

施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	確認審査・検査を迅速かつ適確に推進するため関係団体及び関係機関と相互に情報提供を行うなど連絡調整に係る連携体制について協議を行う。	●	●	○	○	○
②		既存建築物対策を効果的に推進するため、関係機関又は関係団体と役割分担を明確にし、その連携体制について協議を行う。	●	●		●	○
③	◆	新築の建築物の安全性を確保するため、建築施工に係る関係団体と役割分担について協議を進めるとともに施工に関する講習会を実施する。	●	●		●	

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(3)データベースの整備・活用					
施策の概要							
適確な建築行政を推進するためには、確認・検査を始めとする建築物に係る各種履歴を把握する必要があり、建築物に係るデータベースの整備を進める。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特定	指定	関係団体	関係機関
①	◎	建築確認・検査及び定期報告のデータベース化を図り、既存建築物対策に活用する。	●	●	○		
②		建築士・建築士事務所のデータベース化を図り、処分情報を特定行政庁間で共有し、適確な建築行政を実施する。	●	●			

凡例 ◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

8. その他の施策

施策の名称		(1) 建築物の省エネルギー対策の推進					
施策の概要							
地球温暖化問題が喫緊の課題となる中、省エネルギー法が改正され、省エネ措置の所管行政庁への届出義務について、2,000 m ² 未満 300 m ² 以上の中小規模の建築物についても同様の手続きが必要となった。その円滑な施行を図るなど建築物の環境性能の向上に向けた取組の充実を図る。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①		建築主等の関係者に対して省エネルギー法の周知を図る。	●	●	○	○	
②		省エネルギー法の届出対象建築物の省エネルギー措置について、建築主・設計者に対し指導・助言を行う。	●	●			
③	◎	確認済証交付時に省エネルギー法の届出対象建築物の案内を行う。	●	●	○		
④	◎	届出書の副本返却時に省エネルギー法の定期報告についての案内を行う。	●	●	○		

◎:重点施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

施策の名称		(2) 人にやさしい建築物の整備の推進					
施策の概要							
誰もが利用しやすい建築物の整備を推進する。							
施策番号	施策区分	実施する施策	実施主体				
			県	特庁	指定	関係団体	関係機関
①	◎	バリアフリー法について周知を図る。	●	●	○		
②		確認済証交付時に千葉県福祉のまちづくり条例の届出対象建築物の案内を行う。	●	●	○		

凡例 ◎:重点実施施策 ◆:新規施策 ●:中心となる実施主体 ○:支援・連携する実施主体

第Ⅴ マネジメント計画のフォローアップ

1. 進捗状況の報告

建築規制の実効性を確保し、建築物を安全で安心なものとするためにはマネジメント計画を適確に実施していくことが重要である。

そのため、各施策の実施に当たっては、各特定行政庁間で調整を図り、また、県、各特定行政庁、関係機関、関係団体及び指定確認検査機関が相互に連携して推進していく必要がある。

県は、年度ごとに特定行政庁及び関係団体の計画の進捗状況について報告を求めるものとする。

2. 計画の見直し

計画期間中であっても、地域特性や達成目標状況を踏まえ具体的な施策の設定等を適宜、見直すものとする。

第Ⅶ 建築行政マネジメント計画の達成目標

(参考 : 千葉県が特定行政庁の場合)

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認の徹底

「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき適確な確認審査を実施し、構造計算適合性判定を要する建築物の確認審査期間を段階的に短縮することを目標とする。

平成21年度実績	149 日
平成26年度目標	35 日

(2) 中間検査・完了検査の徹底

行政における完了検査率を向上させ、中間・完了検査率の向上を目標とする。

完了検査率

平成21年度実績	72.8 %
平成26年度目標	90.0 %

(3) 中間検査対象建築物の県内統一

中間検査が必要な建築物が、特定行政庁ごとに異なっているため、県内で統一することを目標とする。

2. 違反建築物に対する対策の徹底

(1) 違反建築物を未然防止するため建築パトロール回数を増加させる。

建築パトロールの回数

平成21年度実績	109 回
平成26年度目標	150 回

(2) 実態違反が判明した建築物の是正率を向上させることを目標とする。

違反是正率

平成21年度実績	46.6 %
平成26年度目標	60.0 %

3. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関に対する指導監督の徹底

指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準を早期に整備するとともに特定行政庁と連携し、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の立入り調査を実施することを目標とする。

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

建築士事務所の立入り調査件数を増加するとともに建築士法違反項目の減少を目標とする。

4. 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

報告率の低い建築物及び建築設備の定期報告の報告率の向上を図ることを目標とする。

定期報告の報告率

平成21年度実績	34.1 %
平成26年度目標	60.0 %

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

耐震改修は、喫緊の課題であり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において平成19年3月に定めた「千葉県耐震改修促進計画」に基づき耐震化率(住宅及び特定建築物での耐震性があるものの割合)の向上を目標とする。

耐震化率

・ 住宅

平成21年度時点	81.6 %
平成27年度目標	90.0 %

・ 特定建築物

平成21年度時点	81.2 %
平成27年度目標	90.0 %

5. 事故・災害に対する対応

千葉県内において重大な事故等が発生した場合を想定して、関係機関及び特定行政庁間の連携体制を構築する。

6. 消費者への情報提供、普及啓発

建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明について、迅速かつ適切な対応ができるよう検索プログラム等の導入をする。

建築確認手続きについては、ホームページ、県民だより等の広報誌により普及啓発を行う。

7. 業務執行体制の整備 (各施策共通継続課題)

具体的な施策を推進するために効果的な執行業務体制の検討を行うとともに、関係機関及び関係団体との連携を図る体制を整備する。

8. その他の施策

(1) 建築物の省エネルギー対策の推進

確認済証交付時に、省エネルギー法の届出対象建築物の周知を図るとともに、届出率の向上を目標とする。

(2) 人にやさしい建築物の整備の推進

確認済証交付時に、千葉県福祉のまちづくり条例の整備基準について普及啓発を行う。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん